

二〇二〇年五月以降、韓国の二つの日本軍「慰安婦」支援団体に關する報道が続いた。一方は、被害を受けた女性たちが居住する「ナナムの家」の不正疑惑が内部告発されたケースであり、もう一方は、日本軍「慰安婦」被害者のひとり、李容洙^{イヨンス}さんの記者会見に端を発した「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」(以下、正義連)およびその前理事長の尹美香^{ユンミヤン}さんへの批判である。⁽¹⁾

報道の量は圧倒的に正義連に關するものが多く、四月の総選挙で与党の国会議員になった尹美香さんを韓国マスコミが総動員で攻撃し、文在寅^{ムンジェイン}政権に打撃を与えるための「政争の具」にしたとの印象が強い。検察は正義連の関連

韓国の「慰安婦」支援団体をめぐって

終わらないことを 引き受ける

日本軍「慰安婦」に向き合うために

わたなべ・みな アクティブ・ミュージアム「
わたしの戦争と平和資料館(WaM)館長。共著に『村
山・河野談話』見
直しの錯誤』(か
もがわ出版)など。

渡辺美奈

文書を早々に押収して資金不正疑惑を捜査しているが、現時点では違法性が確認されたものはない。他方、「ナナムの家」は、国内有数の仏教団体、曹溪宗の管理下にあり、巨額の不正疑惑を職員が内部告発しているためか、地元警察の動きは鈍く、正念場はこれからである。⁽²⁾

この二つの「慰安婦」支援団体の疑惑が五月の同時期に報道されたため、日本では「韓国の『慰安婦』支援団体は何か不正をやったらしい」と印象づけられている。朝鮮日報や東亜日報といった保守メディアを情報ソースにして、何の検証もせずに「疑惑」を垂れ流したことが原因だろう。しかも等閑視できないのは、これまで被害者の発言を疑い、日本軍「慰安婦」制度の歴史的事実さえ否定してきた大学教授や元外務省職員等が、ここぞとばかり李容洙さんの発

言を使って「正義連は被害者の声を無視してきた」、さらには「団体を存続させるために『慰安婦』問題の解決を妨げた」と結論づける主張を拡散していることである。

李容洙さんの訴え

日本でもよく知られている李容洙さんはいったい何を訴えたかったのか。発言の一部が切り取られたマスコミ報道からはわからなかったため、発言全体を入手して丁寧日本語に訳してもらった。感情的な揺れも感じられる李容洙さんの言葉から読み取れたのは、頑張ってきた自分への自負と承認欲求であり、十分に状況が把握できないことや日本が変わらないことへの苛立ちであり、歴史を伝えなくてはという教育への切実な思いだった。

李容洙さんだけでなく、自らの尊厳の回復をもとめてこの三〇年を闘ってきた女性たちは、「被害者」から「人権活動家」になった。しかしその多くがこの世を去り、李容洙さんは人権活動家として発言ができる数少ないハルモニ（韓国語で「おばあさん」。本稿では、日本軍「慰安婦」として被害を受け、尊厳の回復を求めて闘ってきた女性たちを、敬意をこめて「ハルモニ」と表記する）となった。自分が闘ってきたことへの思い入れもひととき強く、正義連の批判を周囲の人に語るのも珍しいことではなかった。二〇〇七年の米国下院での「慰

財団に約一〇億円規模を拠出することを、尹外交部長官は、日本大使館の前の少女像について適切に解決されるよう努力することなどを述べ、「最終的かつ不可逆的に解決される」とのことだった。

この「記者発表」は、ハルモニたちにとっても理解しがたいものだったに違いない。翌日の朝刊各紙には「置き去り」「満足できぬ」（東京新聞）、「謝罪、直接聞きたい」（朝日新聞）、「元慰安婦 反発の声」（読売新聞）といった見出しがおどり、「ナムムの家」の李玉善さんは「私たちの話なのに、なぜ私たちの話を聞かないのか」（朝日新聞）とコメントしている。怒りと落胆の表情をみせるハルモニたちの顔が掲載されている社会面と、「日韓『慰安婦』解決で合意」とトップで報じ、外交専門家の祝賀的コメントが並ぶ政治面とは、最初から様相が異なっていた。

私たち抜きで私たちのことを決めるな

翌二九日、韓国外交部次官らがハルモニに説明するため「ナムムの家」や「韓国挺身隊問題対策協議会」（以下、挺身隊協）が運営する「平和のウリチブ（わが家）」に出向いた際の報道は、その後の流れを決定的にしたと思われる。

たくさんの報道力メラが待ち構える中、林聖男（イムシンナム）外務第一次官が「ウリチブ」に入ると、「あなたは誰だ」「私の人生

安婦」決議採択の立役者でもあり、何かあると大きな役割を果たしてきた李容洙さんは、二〇一五年のいわゆる「日韓合意」の他にも、自分たちの声を聞かずに「不可逆的に解決」しようとした政府に対して強烈な怒りを示した。その怒りを韓国市民社会が受けとめ、行動したこの間の経緯を思い起こすことは、被害者を中心に取り組むこの意味を考えるうえで不可欠であるように思われる。

二〇一五年「日韓両外相共同記者発表」

二〇一五年二月二十八日、日韓両外相が日本軍「慰安婦」をめぐる課題について共同で記者発表したできごとは、一般的に「日韓合意」と呼ばれるが、外務省ウェブサイトに「日韓両外相共同記者発表」（以下、「記者発表」と略す）と正しく表記している。署名等がなされた「合意文書」が存在せず、「合意内容」は報道や外務省ウェブサイトに依るしかない。さらに、二〇一七年一月に韓国外交部が公開した「韓・日本軍慰安婦被害者問題合意 (2015.12.28) 検討結果報告書」は、非公開約束の存在も明らかにしており、合意されたという内容はますます曖昧になっている。

二月二十八日のテレビ中継は五分程度で、岸田文雄外相と尹炳世（ユンビョセ）外交部長官がそれぞれ今後の対応を述べた。岸田外相は「責任を痛感する」と述べ、韓国政府が設立するを代わりに生きてくれるというのか」「合意」する前に被害者に会うべきじゃないか、年寄りで何もわからないと思つて無視するのか」と李容洙さんが叫ぶ映像は、テレビやSNSをとおして拡散された。「ナムムの家」では、説明に来た趙兌烈（チョドテ）二次官に対し、金君子（キムコジン）さんが「被害者は私たちのために、なぜ政府が合意したのか」、李玉善さんも「外務省は被害者を売り払ったのではないか」と訴えた。

被害者の怒りは、自分たちこそが尊厳の回復のためにこれまで頑張ってきたのに、「なぜ、私たち抜きで政府は勝手に決めたのか」という、意思決定からの排除に対する怒りだった。振り返れば一九九四年、「女性のためのアジア平和国民基金」の構想が議論されていた国会議員会館の外では、金学順（キムハクスン）さんをはじめ「慰安婦」として被害を受けた女性たちが、ハンガーストライキをしながら民間基金構想に反対していた。政府与党の委員会に招かれて、被害当事者として意見を述べる機会を与えられることもなかった。

「日本政府ができることはここまで」と示された結果を「受け入れるのか、受け入れないのか」という暴力的な二者択一をせまられ、親族との軋轢（あつれき）、被害者の分断という哀しみを引き受けさせられたのは、どこの国でも、「慰安婦」として被害を受けた女性たちだった。

長年にわたる裁判闘争

意思決定から排除されたハルモニたちの「怒り」を理解するためには、これまでの並々な努力を振り返る必要がある。^④

「日韓請求権協定で解決済み」。日本での民事裁判や政府交渉で繰り返し聞かされてきたハルモニたちにとって、一九六五年の請求権協定で「慰安婦」問題は本当に解決済みなのかを知りたい、という思いは切実だった。

二〇〇二年九月、金大中政権下の外交通商部は韓日請求権協定に関する文書の公開を拒んだため、李容洙さんを含む「慰安婦」被害者、在韓被爆者や軍人・軍属は、二〇〇二年一〇月、日韓請求権協定関連文書の公開を求める行政訴訟を起こした。その結果は二〇〇四年二月に出され、原告側が勝訴した。盧武鉉政権は文書の全面公開に向けて、国務総理室傘下に「韓日会談文書公開後統対策関連民間官共同委員会」を設置、同委員会は二〇〇五年八月、「日本政府・軍など国家権力が関与した反人道的不法行為に対しては、請求権協定によって解決されたとはみることができず、日本政府の法的責任が残っている」という、画期的ともいえる見解を発表したのだった。

日本政府の法的責任が残っているならば、韓国政府は日

被害者不在の政府間協議

憲法裁判所の決定を受け、韓国政府は二〇一一年九月と一二月、請求権協定三条に基づく協議を申し入れたが、日本政府は受け入れなかった。その年の二月一四日には、ソウルの日本大使館前で挺対協とハルモニたちが「水曜デモ」を始めてから一〇〇〇回目となる日を迎え、勇気ある女性たちを記憶にとどめる「平和の碑」（少女像）が大使館前に設置された。その四日後の一二月一八日、京都で開かれた日韓首脳会談で「慰安婦」問題の優先的解決を求められた野田佳彦首相はこれを拒み、「第二、第三の像が建つ」と李明博大統領が応答したことは、マスコミでも報道された。

野田政権下では「人道的措置」としての解決案を提案する動きもあったが、それも進展しないまま、二〇一二年一二月には安倍晋三氏が首相に返り咲いた。「河野談話」の見直しを企むなど、歴史修正に大きく舵を切り始めた安倍政権下で、二〇一三年二月に朴槿恵大統領が就任。その年の三・一独立運動の記念日には「加害者と被害者という歴史的地位は二〇〇〇年の歴史が流れても変わることができない」と牽制、その後も歴史問題に対して日本が誠実な態度をとらない限り、首脳会談は難しいとの立場を打ち出す

本政府と交渉すべきだとハルモニたちは要求したが、盧武鉉政権は「日本と消耗的な法的論争を繰り返すよりも……道徳的優位の観点から日本側には物質的賠償を要求しないという立場を堅持してきた」と、交渉する姿勢を見せなかった。

そのような韓国政府の対応は憲法上、許されるものなのか。二〇〇六年七月、ハルモニたちが次に取り組んだのが、外交通商部長官を相手にした憲法訴訟願審判請求で、外交通商部が解決のために努力をしないのは、被害者らの財産権、幸福追求権等の権利に対する侵害であると主張した。韓国憲法裁判所は五年後の二〇一一年八月三〇日、原告勝訴の決定を下す。日本軍「慰安婦」としての賠償請求権が、請求権協定により消滅したか否かに関する韓日両国間の解釈上の紛争を、協定第三条で定める手続きに従って解決せずにいる外交通商部長官の不作為は、違憲であることを確認する、という内容だった。

弁護士や挺対協からの支援を受けながら、ハルモニたちは「日韓請求権協定で解決済みか否か」について、韓国政府が日本政府と交渉しなければ「違憲状態」になるという状況まで、自国の政府を追いつめたのだった。

ことになる。

とはいえ安倍政権が「慰安婦」問題の解決に向けて動くはずもなく、二年以上も日韓首脳会談が実施されない状況に、東アジアの安全保障体制を管理下に置きたい米国が圧力をかけ始めた。二〇一四年四月には、韓国外交部と日本外務省の局長級で協議が始まったが、二〇一五年二月からは総理官邸と大統領府が中心の「ハイレベル協議」に「格上げ」され、韓国側は李丙珉国家情報院長（後に大統領秘書室長）、日本側は谷内正太郎国家安全保障局長が担当、韓国外交部はそれらの協議に直接参加はできなかったという。「請求権協定で解決済みか否か」をはつきりさせることなく、まさに「被害者不在」のまま、妥結案の原型が取りまとめられていった。

日本政府の欺瞞、韓国市民の連帯

一二月二八日、「記者発表」の直後に岸田外相は日本のマスコミ向け記者会見を開催し、そこで一〇億円の一括拠出金は「賠償ではない」と明言し、ソウルの日本大使館前の少女像は「適切に移転されると承知している」と発言するなど、合意内容のメッキはすぐに剥がれていた。

ハルモニたちの怒りの声はますます高まり、一二月三〇日、この年に亡くなった被害者九人の追悼式として開催さ

れた二〇一五年最後の水曜デモで、李容洙さんは、亡くなったすべてのハルモニのために「最後まで闘う」と発言した。この時から学生たちは日本大使館前の少女像を守るために極寒のソウルでテントをはって交代で寝泊まりを始め、梨花女子大や高麗大学の学生たちも反対声明を発表、一月三十一日には、日本大使館が入っているビルで抗議のビラを貼った学生たち三〇人が逮捕された。一月六日には、世界一三カ国四一都市で連帯の水曜デモが開かれ、ソウルには一五〇〇人が集まった。一月二八日時点の声明では「やっと日本政府が責任を痛感した」と触れていた挺対協も、「記者会見」を「政治的談合」と断じて無効と再交渉を求める声明を発表、批判の濃度は増していった。

二〇一六年一月から始まった日本の第一九〇回国会では、メッキが剝げるところか地金が丸見えとなる事態となった。一月六日、衆議院本会議で、民主党の岡田克也衆議院議員は、安倍晋三首相が一度も自らお詫びの言葉を語っていないとして、「この場で日韓両国民に対し、はっきりと述べたことを求めます」と質したのに対し、「私は、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子供たちに謝罪し続ける宿命を背負わせるわけにはいかない……今回の合意は、その決意を実行に移すため」と述べ、謝罪もすることなく、「記者発表」の目的は被害者の名誉回復ではないことを明

「慰安婦は性奴隷ではない」「強制連行を示す文書はない」「二〇万人という数は朝日新聞の誤報」といった、歴史修正主義の主張を堂々と国連の場で開陳した。委員らが、歴史を否定しながら解決したという日本政府の矛盾した主張を批判したのは当然である。三週間後に同委員会が出した勧告はこれまでになく厳しく多岐にわたるが、「記者発表」については「被害者中心のアプローチを十分に採用していない」（二八項）と指摘したうえで、「記者発表」の実施にあたっては「被害者／サバイバーの見解を十分に考慮し、彼女たちの真実・正義・被害回復（reparations）に対する権利を保障する」（二九項（C））よう求めた。

「被害者中心のアプローチ」には、被害者自身が意思決定に加わることが決定的に重要である――。「記者発表」をめぐる一連のプロセスはそれを何より具体的に示したと言えらるう。

被害者のなかでの意思一致が困難を極めることは、これまでの戦後補償の運動でもたくさん見聞きしてきた。日本軍「慰安婦」として被害を受けた女性たちの経験、あるいは戦後に歩んだ道は、当然ながら一人ひとり異なるし、この長い闘いのなかで自ら運動の先頭にたつて「女性人権活動家」になった女性と、そっとしておいてほしいと姿を現すことがなかった女性とでは、被害者としての自らの権利

らかにした。

一月一八日の参議院予算委員会では、日本軍「慰安婦」制度の事実さえ認めていないことが露呈した。安倍首相いわく、「今回の合意によって、例えば戦争犯罪に当たる類のものを認めたわけではない」「性奴隷、あるいは二〇万人といった事実はない」「これまでに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった……その立場にはまったく変わりがない」。痛感していたはずの「責任」の中身が空っぽであり、岸田外相が代読までした内閣総理大臣としての「お詫び」の意味も潰えた瞬間だった。

国連の勧告と「被害者中心のアプローチ」

日韓両政府は、国連等で「互いに非難・批判することは控える」と約束したが、一九九四年、最初に「慰安婦」問題をとりあげた女性差別撤廃委員会の日本審査は、二〇一六年二月一五日に予定通り実施された。審査では当然ながら、「記者発表」は条約が定める被害者たちの権利保護に値するのかが質され、委員は、「記者発表」の法的性格、あるいは韓国以外の国々の被害者に対する日本政府の国際人権法上の責任など、大事な課題を次々と問うた。

しかし、外務省の杉山晋輔外務審議官は質問を無視しての捉え方に違いが生じているかもしれない。賠償の額や謝罪の方法などについてもさまざまな意見があるだろう。しかし、「自分の身に起こったできごとを、日本政府があるままに認めること」を要求してきたことだけは共通している。それこそが、被害者が何よりも求めてきた「謝罪」の中身、つまり「どのような行為に対する謝罪なのか」を示すからである。証拠がないとか、強制じゃなかったという否定発言を、加害国の首相が大声で繰り返す事態は、高年齢となった女性たちの気持ちを波立たせ、夜も眠れなくなるような現在進行形の被害を与え続けているのだ。

李容洙さんは、日韓両政府ともに何ら進展が見られない不安、コロナ禍の孤独なども相まって感情を吐露したと想像しているが、「被害者」として発言することがこれほどまで影響力を持ち、政治的に利用されるとは想像していなかったのではないか。自らもバッシングを受けた李容洙さんは七月三日、正義連の李娜榮新理事長らと面会して関係修復に取り組み始めている。教育の重要性に言及しながら、どちらの顔も立つように言葉を選び、笑顔で発言する人権活動家・李容洙さんの姿は、さすがと言うしかない。

終わらないことを引き受ける

今般の一連の事件は、三〇年にわたる長い闘いを経ても

なお、日本軍の「慰安婦」にされた女性たちの尊厳の回復がなされない状況が続き、内なる植民地主義を温存したまま歴史修正主義がはびこっている日本の状況に、根源的な理由があることは言うまでもない。

日本軍「慰安婦」問題は、そもそも日韓のみの外交問題ではなく、アジア太平洋に多数の性暴力被害を受けた女性が存在する旧日本軍の組織的な犯罪であり、政治的にも取り組まなければならない人権問題である。現政権は「事実を捻じ曲げて終わらせる」方針のようだが、被害者が全員亡くなっても日本軍「慰安婦」問題が「終わる」ことはない。たとえ「解決」という名の区切りがあったとしても、二度と繰り返さないための努力に終わりはない。解放七五周年を控えた昨年一二月、アウシュビッツを訪れ、「何をしてしまったのか」を繰り返し語り、「終わらない責任」を強調した独メルケル首相の姿がそのことを端的に示している。

歴史から消されてきた日本軍による性暴力の事実を再び消さずにはならない。それは、勇気を出して証言した女性たちとの約束でもある。日本軍「慰安婦」制度の記録と記憶を市民の手で守り、日本社会が加害に向き合い、政府の認識をも変えていく、そのための素地を築く努力をこれからも重ねていきたい。

*本文中の肩書はいずれも当時。

- (1) 「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」は、「韓国挺身隊問題対策協議会」（一九九〇年一月設立）と「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶財団」（日韓合意）に反対して設立された「日韓日本軍「慰安婦」合意無効と正義の解決のための全国行動」が二〇一六年六月に設立）が組織統合して、二〇一八年七月に改組・改名してできた団体である。ここでは、時期に合わせて「正義連」と「挺身協」を使い分ける。
- (2) wam（女たちの戦争と平和資料館）のウェブサイトで、今般の報道に関して「ナムムの家」および正義連が出した資料や声明等を掲載している。
- (3) 二〇二〇年五月七日および五月二十五日に大邱市で開かれた李谷洙さんの記者会見の発言全文は、wamウェブサイトの「正義記憶連帯」に関するページに掲載されている。
- (4) 二〇一一年の韓国憲法裁判所決定までの経緯は、日本軍「慰安婦」問題解決全国行動2010編集・発行『韓国憲法裁判所「決定」を読む』二〇一一年に詳しい。
- (5) 日本語訳の引用元は、韓・日日本軍慰安婦被害者問題合意検討タスクフォース、「韓・日日本軍慰安婦被害者問題合意」（2015.12.28）検討結果報告書」二〇一七年二月二七日、日本語訳、六頁注。
- (6) 同右、八頁。なお、今回の一連の報道で、尹美香さんが「記者発表」の内容を事前に報告を受けていたかについて議論になっているが、交渉の中心ではなかった外交部が、被害当事者にも「ナムムの家」など他団体には連絡せず、挺身協にだけ内容の一部を伝えて緘口令をしたこと自体、責任転嫁のためのアリバイ作りともいえよう。
- (7) 女性差別撤廃委員会最終所見（CEDAW/C/JPN/CO/7-8）参照。
- (8) 二〇二〇年七月四日『ハンギョレ新聞』電子版。